

## スマート農業技術活用促進法の概要について

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、 **【法第1条～第5条】**

- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画 (生産方式革新実施計画)
  - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画 (開発供給実施計画)
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

### 農林水産大臣 (基本方針の策定・公表)

【法第6条】

(生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等)

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う  
農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画  
(生産方式革新実施計画) **【法第7条～第12条】**

#### 【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模※1で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動 ※1 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

#### 【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等  
(農業者又はその組織する団体)

〔スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能〕

#### 【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資  
・行政手続の簡素化 (ドローン等の飛行許可・承認等) など

②スマート農業技術等の開発  
及びその成果の普及に関する計画  
(開発供給実施計画) **【法第13条～第19条】**

#### 【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

#### 【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者  
(農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等)

#### 【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資  
・農研機構の研究開発設備等の供用等  
・行政手続の簡素化 (ドローン等の飛行許可・承認) など

▶ **【法第5条】**地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、その地方公共団体の区域の特性を生かしつつ、国の施策と相まって、スマート農業技術の活用の推進のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

## 今後の流れについて

- 税制・金融等の支援を農業者や事業者に速やかに届けるため、**令和6年10月1日の法律の施行**を予定。
- 計画制度の運用に必要な基本方針について、現場への説明会を通じて、農業者や関係団体、事業者、地方公共団体など幅広い関係者の意見を伺いながら、その内容の検討を進める。

令和6年6月

### ① 法律 公布 (6/21)

- ・基本方針の審議会への諮問
- ・基本方針パブコメ
- ・審議会の答申

【説明会 (7月~9月)】 **当市も参加**

- ・改正基本法+関連3法 ブロック別説明会
- ・スマート農業法 ブロック別説明会
- ・スマート農業法 都道府県別説明会

10月~

### ② 法律 施行 (10/1)

### ③ 国の基本方針 公表

【説明会】県・市町村等の主な役割は、周知すること等の話があった。

施行令・施行規則・事務取扱要領・申請書様式等も併せて公表

生産方式革新実施計画  
認定受付開始

開発供給実施計画  
認定受付開始

窓口は  
農政局

(計画認定)

窓口は  
農水省(農政局)

(計画認定)